

## ○松田町地域公共交通運賃等協議会設置要綱

(一年一月一日条例第一号)

(目的)

第1条 この要綱は、道路運送法(昭和26年法律第183号)第9条第4項の規定に基づき、松田町における需要に応じ住民の生活のための旅客運送を確保する必要がある路線又は営業区域に係る運賃等についての協議等を行うため、道路運送法第9条第4項に基づく運賃等協議会(以下「運賃協議会」という。)を設置することについて必要な事項を定める。

(協議事項)

第2条 運賃協議会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の運賃、料金等に関する事項
- (2) 町が運営する有償運送の利用者から収受する対価に関する事項
- (3) 前各号に掲げるもののほか、運賃協議会の目的を達成するために必要な事項

(運賃協議会の構成員)

第3条 運賃協議会の構成員は、別表に掲げる者をもって組織する。

(役員の数及び選任)

第4条 運賃協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
  - (2) 副会長 1名
- 2 会長及び副会長は、構成員の互選により定める。
  - 3 会長及び副会長は、相互に兼ねることはできない。

(役員職務)

第5条 会長は、会務を総理し、運賃協議会を代表する。

2 副会長は、会長を補佐し会長に事故あるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 運賃協議会の会議(以下「会議」という。)は会長が召集し、議長となる。

- 2 会議は、構成員の過半数の出席がなければ開くことができない。
- 3 構成員は、やむを得ない理由により会議を欠席する場合、代理の者を出席させることができることとし、あらかじめ会長に代理の者の氏名等を報告することにより、その代理の者の出席をもって当該構成員の出席とみなす。
- 4 会議の議決は出席構成員の過半数で決めるものとし、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 会議は原則公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、非公開で行うものとする。

6 運賃協議会は、必要があると認めるときは、構成員以外の者に対して、資料を提供させ、又は会議への出席を依頼し、助言等を求めることができる。

7 前各項に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。  
(事務局)

第7条 運賃協議会の事務を処理するため、運賃協議会に事務局を置く。

2 事務局は、松田町政策推進課に置く。

3 事務局に事務局長及び事務局員を置き、会長が定めた者をもって充てる。

4 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、運賃協議会の運営に関して必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

#### 附 則

この要綱は、令和5年12月22日から施行する。

別表(第3条関係)

区分	役職・職名
松田町	副町長
	政策推進課長
	安全防災担当室長
	福祉課長
	観光経済課長
	まちづくり課長
	教育課長
当該運賃等を定めようとする一般乗合旅客自動車運送事業者	同左
関東運輸局長又はその指名する者	国土交通省関東運輸局神奈川運輸支局首席運輸企画専門官
町長が住民の意見を代表する者として指名する者	松田町地域公共交通会議会長
	松田町自治会長連絡協議会長